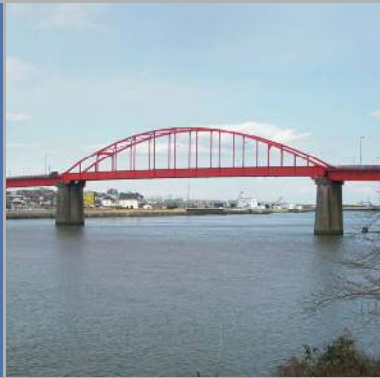




大洗町おもてなし景観づくり  
～ 大洗町景観計画 ～



平成 27 年 12 月  
大 洗 町





## 「大洗町景観計画」策定にあたって

大洗町は、茨城県太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、那珂川や潤沼などの水に囲まれた美しい自然環境を背景に、「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」を将来像としてまちづくりを進めています。

本町には、神磯、大洗海岸、大洗港などの海に面した景勝地に加え、台地から見下ろす海と街並みの眺め、潤沼の自然景観など、たくさんの魅力ある景観資源が存在しており、このような本町全域に点在する素晴らしい景観資源を保全・活用し、大洗町らしい魅力あるまちづくりを進め、町全体の活性化につなげることを重要であると考えています。

景観を生かしたまちづくりについては、平成 16 年にわが国初の景観に関する総合的な法律として景観法が制定されました。景観法においては、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化しており、地方公共団体は、良好な景観形成の促進に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するという責務を有しております。

このような背景を受け、本町は、地域の特性に応じた街並みや風景を守り育てる施策を主体的に展開していくため、平成 24 年 3 月に景観行政団体となりました。そして、町民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を図り、この貴重な資源を保全・活用・創造し、次代へ継承していくために、大洗町景観計画策定委員会を設置し、数次にわたる検討を重ね、このたび「大洗町景観計画」を策定しました。

本計画に基づき、町民、事業者及び行政の協働による景観まちづくりを進め、誰もが訪れて良かった、住んで良かったと思える「おもてなし景観づくり」に取り組んでまいりますので、今後ともなお一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました町民の皆様方をはじめ、熱心にご審議いただきました大洗町景観計画策定委員会委員を始めとする関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 12 月

大洗町長、小岩 隆亮



# 目 次

<b>序 章 計画の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画策定の流れ.....	3
<b>第1章 大洗町の景観特性と課題の整理</b> .....	<b>5</b>
1. 景観特性.....	6
2. 景観計画に向けた課題の整理.....	9
<b>第2章 景観計画区域</b> .....	<b>11</b>
1. 景観計画区域.....	12
<b>第3章 良好な景観形成に関する基本方針</b> .....	<b>13</b>
1. 景観形成の基本理念.....	14
2. 町全域の景観形成の目標.....	15
3. 町の景観構造.....	16
4. 景観ゾーン・景観拠点・景観軸の設定.....	17
5. 景観形成基本方針.....	20
(1) 景観ゾーンの基本方針.....	20
(2) 景観拠点の基本方針.....	22
(3) 景観軸の基本方針.....	26
6. 景観形成重点地区の設定.....	29
<b>第4章 景観形成基準（町全域）</b> .....	<b>31</b>
1. 景観形成基準の設定方針.....	32
2. 届出の主な流れ.....	34
3. 届出対象行為.....	35
4. 景観形成基準.....	36
(1) 建築物の景観形成基準.....	36
(2) 工作物の景観形成基準.....	42
(3) 開発行為の景観形成基準.....	42
(4) その他の景観形成基準.....	43

<b>第5章 景観形成重点地区</b> .....	<b>45</b>
1. 駅前海岸線沿道地区.....	46
2. 宮下地区.....	54
<b>第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針等</b> .....	<b>63</b>
1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針.....	64
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	65
3. 屋外広告物の表示の制限等に関する事項.....	66
<b>第7章 景観まちづくり推進方策</b> .....	<b>67</b>
1. 景観まちづくり推進方策.....	68
2. 景観まちづくりの推進主体.....	69
<b>※ 資料編</b> .....	<b>71</b>
1. 計画の策定体制.....	72
2. 景観計画策定に係る町民意識調査.....	75